平成２８年（フ）第１０号
神奈川県座間市広野台１丁目45番27号
破産者　有限会社志村電機
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第８１号
静岡県沼津市大岡小笹1006番地の２
破産者　三友工業有限会社
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
三重県津市芸濃町椋本4416番地11
破産者　長谷川　弘
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４７号
滋賀県栗東市安養寺８丁目４番１―12号
破産者　アールシステム株式会社
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４号
滋賀県近江八幡市馬淵町1682―３、商業登記簿上の本店所在地滋賀県守山市吉身１丁目３番13号
破産者　株式会社オオニシ
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４４号
兵庫県西宮市羽衣町７丁目30番301号
破産者　有限会社西宮クロスカルチュラルセンター
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３６号
兵庫県芦屋市松ノ内町２番１号パインモール１Ｆ
破産者　有限会社プロム
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２７９号
兵庫県尼崎市東園田町８丁目37番地の４
破産者　有限会社日新電化社
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９８号
広島市安佐南区沼田町大字伴3766番地１
破産者　有限会社ハウジング時宗
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第９１号
長野市大字稲葉2351番地38
破産者　木村　友香
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３号
鹿児島県霧島市隼人町住吉382番地　ヴィラフレンド303
破産者　今給黎啓順
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第２６６号
埼玉県熊谷市原島1301番地11　タマイハウス５　Ｈ号室、旧住所埼玉県熊谷市別府２丁目182番地、埼玉県熊谷市上之25番地１
破産者　竹岡　和也
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１８号
埼玉県熊谷市久保島811番地１　熊谷玉井住宅25―107
破産者　谷口ジョアンこと　タニグチ　ジョアンナ　ロメロ
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第９２号
埼玉県比企郡嵐山町大字吉田840番地１
破産者　飯島　幸男
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３６号
奈良県生駒郡三郷町勢野北４丁目13番１号ハートランドしぎさん、住民票上の住所奈良県北葛城郡上牧町大字中筋出作246番地４ライフインサンヨー205号室
破産者　森　　英樹
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第５０４号
北九州市戸畑区沖台２丁目12番22―101号、前住所北九州市八幡東区高見３丁目６番20―104号
破産者　井原　幸生
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２３２号
北九州市八幡西区西折尾町20番12―412号
破産者　古賀　一寿
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３６５号
北九州市門司区大字大積1234番地
破産者　渡邊　和正
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３６６号
北九州市門司区大字大積1234番地
破産者　渡邊安尾こと　渡邊すみ子
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３９９号
北九州市小倉北区赤坂４丁目14番１―102号
破産者　山崎　正博
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部